

横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ
及び横浜市本郷地区センター指定
管理者選定委員会選定結果報告書

令和3年2月

1 経緯

横浜市本郷地区センター及び横浜市本郷台駅前地域ケアプラザの指定管理者の選定にあたり、横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類及びプレゼンテーション等を受けて審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定いたしましたので、次のとおり選定結果を報告します。

2 選定対象施設

横浜市本郷地区センター及び横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ

3 選定委員会委員

委員長	豊田 宗裕	(聖徳大学 社会福祉学科教授)
委員	荒井 文夫	(「ボランティアいでたち」副代表)
	伊藤 元秀	(栄区青少年指導員協議会会長)
	岩崎 博子	(小菅ヶ谷連合町内会自治会副会長)
	細田 利明	(本郷中央連合町内会自治会会長)
	本田 桂子	(栄区民生委員児童委員協議会会長)
	宮崎 良子	(栄区主任児童委員代表)
	山上 敏子	(山上敏子税理士事務所)

4 指定管理者の候補者選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴人：4人）	令和2年9月7日（月）
公募要項の配布（ホームページにて公表）	令和2年9月18日（金）から 令和2年11月17日（火）まで
応募説明会 ※申込は、令和2年10月5日（月）まで	令和2年10月8日（木）
公募要項等に関する質問受付（3団体、27問）	令和2年10月9日（金）から 令和2年10月15日（木）まで
公募要項等に関する質問回答	令和2年10月28日（水）
応募書類の受付期間（2団体より提出）	令和2年11月11日（水）から 令和2年11月17日（火）まで
◆第2回選定委員会（傍聴人：0人）	令和3年1月26日（火）

（◆は選定委員会）

5 選定にあたっての考え方

選定委員会では、あらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各選定委員が365点満点で採点した上で、その合計点を選定委員会の点数とし、その合計点が最も高い団体を指定候補者、指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者になる者を次点候補者としました。

応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める基準に満たないときは、指定候補者として選定されないこととし、最低制限基準を各選定委員の合計点の60%以上としました。今回は、最大点数2,920点の60%である1,752点を最低制限基準としました。

<表>評価基準項目

項目	評価の視点	配点
1 運営ビジョン		
(1) 地域における役割	・地区センターが置かれている地域の特性を理解し、地域のニーズを運営に反映させる方法が具体的であるか。	40
	・地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みが具体的であるか。	
(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組	・地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地区センター及び地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくための関係団体等との連携方法は具体的であるか。	30
(3) 担当地域における関係団体等との連携について	・地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地区センター又は地域ケアプラザとの連携方法は具体的であるか。	20
	・合築施設である、さかえ区民活動センターとの連携方法は具体的であるか。	
2 団体の状況		
(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等	・団体の理念、基本方針及び事業実績等が公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	10
(2) 財務状況	・予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤があるか。	10
3 職員配置及び育成		
(1) 所長及び職員の確保、配置	・施設長（予定者）として必要な経験・指導力等を有しているか。	15

	<ul style="list-style-type: none"> ・地区センターを運営する職員の人員体制と勤務体制は具体的であるか。 ・地域ケアプラザを運営するための人員配置及び勤務体制が適切なものになっているか。また、必要な有資格者・経験者の確保策に具体性はあるか。 	
(2) 育成・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・地区センター及び地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画は効果的・具体的な内容になっているか。 	10
4 施設の管理運営		
(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画が立てられているか。 	10
(2) 事件事故防止体制、緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事件事故の防止体制が適切であるか。また、事件事故発生時における緊急の対応については、連絡体制等に具体性はあるか。 	10
(3) 災害に対する取組		
ア 福祉避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）が具体的な内容になっているか。 	10
イ 災害に備えるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・震災や風水害等といった災害に備えるための取組が具体的な内容になっているか。 	
(4) 公正・中立性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組が示されているか。 	5
(5) 利用者のニーズ及び要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意見及び要望等の受付方法並びにこれらに対する改善方法に具体性があるか。 	5
(6) 個人情報保護、情報公開、人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組になっているか。 	5
(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注等、本市の重要施策を踏まえた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等、横浜市の重要施策を踏まえた取組になっているか。 	5
5 事業		
(1) 全事業共通		
ア 施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設稼働率目標及び利用促進の方針があり、実行性及び実現性を伴う計画となっているか。 	20

<p>イ 総合相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、子ども、障害者等幅広い分野の相談について、さまざまな場面での情報提供等が考えられているか。 ・地域の特徴やニーズを把握し、相談や情報提供の手法に反映させているか。 	
<p>ウ 各事業の連携及び関連施設（他の市民利用施設等）との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区センター及び地域ケアプラザの役割を果たすために、各事業で把握した課題や地域の情報等を共有するための方策が具体的な内容となっているか。 ・事業効果を上げるため、関連施設と連携して業務を行える内容となっているか。 	
<p>エ 地域福祉保健のネットワークの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関連団体や関係機関と情報交換や定期的な会合等を通じてネットワークが構築できる内容となっているか。 	
<p>オ 区行政との協働</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区の方針等を十分に把握したうえで連携する具体的な考えがあるか。また、地域ケアプラザの役割を理解し、区と協働して取り組む計画となっているか。 	
<p>カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働して地域の課題解決に向けて積極的に取り組む内容が記載されているか。 	
<p>(2) 地区センター運営事業</p>		
<p>ア 施設の運営計画</p>		
<p>(ア) 設置理念を実現する運営内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、地区センターの基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。 	
<p>(イ) 利用料金の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・需要動向を踏まえた効果的な料金設定を行っているか。 	
<p>(ウ) 利用者サービス向上の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。 	
<p>イ 自主事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区センター自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。 ・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。 ・質の高い事業を行う工夫が行われているか。 ・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか、多彩で魅力的な事業の実施にあたっては妥当 	<p>50</p>

	な参加費の設定となっているか。	
(3) 地域ケアプラザ運営事業		
ア 自主企画事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業を通じて福祉保健活動の開発・実施や新たな地域福祉のための取組を地域の実情やニーズに合わせて行う計画となっているか。 ・高齢者だけでなく、子ども・障害者等の分野の取組や自主活動化への働きかけの取組が、具体的であるか。 <p>※子ども分野 子ども・青少年が健やかに成長し、自立していくため、地域で多様な人との交流や体験を得られる場づくりや担い手づくり等の取組を行っているか。</p> <p>※障害者分野 障害のある方が住みなれた地域で安心して生活し続けるための取組を行っているか。</p>	20
イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供	・福祉保健活動団体及び地域団体に活動する場の提供を行うにあたって、利用促進を図るための具体的な取組が示されているか。	
ウ ボランティア登録、育成及びコーディネート	・ボランティア登録及びコーディネートとともにボランティア育成のための具体的な取組が示されているか。	
エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供	・地域における福祉保健活動団体や人材等の社会資源を把握し、情報提供する具体的な内容となっているか。	
(4) 生活支援体制整備事業		
ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析	・担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に示されているか。	
イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析	・民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的に示されているか。	
ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）	・目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に示されているか。	20
エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援	・地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に示されているか。	
(5) 地域包括支援センター運営事業		
ア 総合相談支援業務	・ワンストップサービスの相談窓口として役割を十分認識し、総合相談を受けるための十分な体制が整っ	45

	<p>ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容の共有や分析により、地域課題の把握や必要な取り組みにつなげる内容となっているか。
イ 認知症支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の正しい理解の促進、認知症の人と家族が安心して過ごせる地域づくり、認知症の早期発見・対応、切れ目のない支援体制の構築に向けた計画となっているか。
ウ 権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が尊厳を守られ安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進・高齢者虐待及び困難事例への対応・養護者の支援・消費者被害防止の推進のため、専門的かつ継続的な支援体制を整えられているか。
エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等	
(ア) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーが高齢者の個々の状況や変化に応じた支援を行うために必要な、①ケアマネジャーが活動しやすい環境整備（地域住民・関係機関との連携支援）、②ケアマネジャーに対する相談・助言、③新任ケアマネジャー育成支援等を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう支援体制を整えられているか。
(イ) 在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療連携拠点等との協力体制の構築、介護関係者に対する相談支援、医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントの実践ができる計画となっているか。
オ 地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の機能を理解し、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発を推進するために地域ケア会議が活用できる計画となっているか。
カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	<ul style="list-style-type: none"> ・自立に向けた効果的なケアマネジメントを実施するための人員確保、人材育成等の計画があるか。 （指定居宅介護支援事業者への業務の一部の委託） ・委託先の選定にかかる公正・中立性の確保及びケアマネジメント業務にかかる適切な指導（計画に位置づけたサービス提供事業所の公正・中立性の確保を含む）などが確保できる計画となっているか。
キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の事業の展開が横浜市及び区の方針に沿った具体的な計画となっているか。
ク 多職種協働による	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、

	地域包括支援センターネットワークの構築	インフォーマルサービス等の様々な社会資源との連携を構築するための計画が具体的かつ実現可能なものとなっているか。	
	(6) 居宅介護支援事業	・公の施設における事業提供である認識があり、指定介護予防支援事業者との連携体制等についても十分に配慮されているか。	5
6 収支計画及び指定管理料			
	(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分	・利用者サービスのための経費への配分等、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	5
	(2) 収支計画		
	ア 収入計画	・収入計画は具体的であり、実現性があるか。	15
	イ 増収策	・地区センターに係る利用料金収入、自主事業収入および雑入の増収策と積算根拠は具体的か。	
	ウ 支出計画	・支出計画は具体的であり、実現性があるか。 ・経費削減が図られているか。	
合 計			365

6 応募者の制限の確認

指定管理者公募要項に定める応募条件等について、応募者が資格を有し、欠格事項に該当しないことを確認しました。

(1) 応募者の資格

ア 法人その他の団体または複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし、個人は除く。）

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項又は第58条第1項の指定を受けることができる者と認められる者（横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第4条）

※上記については、「居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の指定を受けることができる者」となります。

(2) 欠格事項

次に該当する法人その他団体は、応募することができません。

ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

イ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの

ウ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取り消しを受けたものであること

- オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- カ 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
 ※本項目は、応募団体から提出された「役員等氏名一覧表（様式 5）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行いました。
- ク 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済である者を除く）

(3) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ア 公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- イ 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

7 応募団体

- ア 横浜市福祉サービス協会・さかえ区民活動支援協会グループ
- イ 社会福祉法人横浜長寿会・公益社団法人青年海外協力協会共同事業体

8 選定結果

選定委員会において、厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者及び次点候補者と決定しました。

各候補者の得点は、別添の指定管理者評価基準項目別評価結果を参照してください。

横浜市本郷地区センター及び横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	横浜市福祉サービス協会・さかえ区民活動支援協会グループ
次点候補者	社会福祉法人横浜長寿会・公益社団法人青年海外協力協会共同事業体

9 審査講評

- ア 指定候補者（横浜市福祉サービス協会・さかえ区民活動支援協会グループ）
 当団体は、地区センター、地域ケアプラザの両施設の施設運営に精通しており、安定した運営が出来ると考える。区行政との連携、区内施設との連携、地域団体との連携についても具体的な提案があり、新しい施設の運営を円滑に行うことが期待出来る。
- イ 次点候補者（社会福祉法人横浜長寿会・公益社団法人青年海外協力協会共同事業体）
 当団体は、海外での事業活動や、地方創生事業に長けており、今までにはない新しい形の施設運営が期待出来る。地域ケアプラザの運営について、具体的な事業提案があれば、更に良い提案になった

と考える。

10 添付資料

指定管理者評価基準項目別評価結果